

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 三 井 隆 司

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十三号中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。